

医療に係る安全管理のための指針

特別養護老人ホームわたづみ

第1章 医療機関における安全管理に関する基本的考え方

医務室は診療所としての許可

老人福祉法による特別養護老人ホーム兼介護保険法による指定介護老人福祉施設の特別養護老人ホームわたづみ（以下「事業所」という。）に併設されている医務室については、当事業所の開設当時から医療法第1条の5第2項に規定する診療所として同法第12条第2項の規定に基づき長崎県知事の許可を得ているので、当医務室は当然に診療所として、医療法令の規定を遵守して医療行為を行わなければならない。

2 安全管理に関する基本的考え方

事業所の医務室即ち診療所（以下「診療所」という。）は、利用者が公正かつ適正にして安心な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することであり、又その提供過程における安全確保は、診療所において最も優先すべき責務である。これらの責務を果たすためには、診療所のみならず事業所の全従業員が一丸となって、医療の安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避し得る能力を強固にすることが必要である。

これらの取り組みを明確にするため、診療所における医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図ることを目的として医療に係る安全管理のための指針を定める。

第2章 医療に係る安全管理のための委員会その他医療機関内の組織に関する基本的事項

診療所及び事業所内の安全管理体制を確立し推進するため、施設長を委員長とした医療安全管理委員会を設置するとともに委員会で決定された方針に基づき組織横断的に安全管理を担う組織として「医療安全管理委員会」が主体となり実施する。

医療安全管理委員会の設置

診療所内における医療に係る安全管理対策を総合的に企画、実施するため、事業所内に医療安全管理委員会を設置する。

(1) 委員の構成

医療安全管理委員会の構成は、次に掲げる委員10名以内とする。

- ① 施設長（委員長）
- ② 看護主任（副委員長）
- ③ 嘱託医
- ④ 事務管理課長
- ⑤ 生活相談員
- ⑥ 介護支援専門員

- ⑦ 介護主任
- ⑧ 介護副主任

(2) 委員会の任務

医療安全管理委員会の主な任務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 医療安全管理委員会の開催
- ② 医療に係る安全管理のための報告制度等で得られた事例の検討、再発防止策の策定及びその事項の職員への周知徹底
- ③ 診療所及び池幸園内の医療事故防止活動及び医療安全管理研修の企画立案
- ④ その他、安全管理のために必要な事項

(3) 委員会の運営

医療安全管理委員会の運営は、次に掲げるとおりとする。

- ① 委員会は、3か月に1回程度、及び必要に応じて開催する。
- ② 委員会は、定例とする他の委員会等と併せて開催することができる。
- ③ 委員会開催後、速やかに議事の概要を作成し、2年間保管。

第2 医療安全管理委員会の役割

生活相談員及び看護主任は、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療事故に係わる役割

- ① 医療事故発生の報告又は連絡を受け、直ちに現場で医療事故の状況把握
- ② 看護ケース記録の記載、医療事故報告書等、当該部署の責任者に対しての必要な指示を行う。
- ③ 事業所の施設長等の幹部従業員とともに患者・家族への対応
- ④ 施設長の指示を受け、医療安全管理委員会を召集し、医療事故の原因分析、再発分析、再発防止策の検討を指揮
- ⑤ 法人事務局・行政機関・警察・介護報酬支払の国保連合会、報道機関への対応

(2) 平常時の役割

- ① ヒヤリ・ハット報告に対する対応
ヒヤリ・ハット報告の収集、分析、具体的な改善策の提案、分析結果を現場へのフィードバックと集計結果の管理
- ② 医療の安全に関する現場の実態調査と予防活動への取り組み
 - ア 現場の情報収集及び実態の調査
定期的な現場の巡回・点検、マニュアルの遵守状況の点検
 - イ マニュアルの点検と見直しの提言等
- ③ 医療の安全に関する情報管理及び情報発信への取り組み
医療事故及び医療事故防止に関する最新情報の把握と従業員への周知
- ④ 医療の安全のための教育研修の企画・運営
リスクマネジメント及び事故防止に関する研修

- ⑤ 必要な知識を得るための研修への参加
 - リスク・事故防止・サービス向上につながる外部の研修への参加
- ⑥ その他、医療の安全に関する具体的な活動
 - ア 各部署で問題解決に向けて改善できるように支援
 - イ 複数の部署に関わる問題の場合は、調整・連携して改善できるような働きかけ
 - ウ 医療安全管理委員会での検討事項を全従業員への情報提供
 - エ 事故防止策、改善策の効果についての評価
 - オ 事故やインシデントに関する調査、研究を行い、事故防止と医療の質の向上に役立てる
 - カ 苦情対応については、種々の状況かおるため、担当部署の要請に応じて、即席の対応
 - キ 事故当事者の支援を行う
 - ク 医療の安全に関する情報発信

第3章 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理委員会において、年2回の研修会を実施する

(1) 医療安全管理のための研修

医療安全管理委員会の研修計画に基づき、全職員を対象に実施し、職員は自ら進んで受講するよう努める。

研修を実施した際は、その概要（開催日時、参加者、研修項目）を記録し、2年間保存する。

(2) 研修の趣旨

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等をすべての職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、診療所及事業所全体の医療の安全を向上させることを目的とします。

(3) 研修の方法

研修は、嘱託医の講義、診療所又は事業所内での事例分析、外部講師の招聘による講習、外部の研修の伝達報告会等などによって行う。

第4章 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

医療の安全管理の確保のため、具体的な注意事項を定める事故防止の要点（マニュアル）と対策を作成するとともに、広くインシデント報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行うことにします。

安全管理のための指針・マニュアルの作成

従業員の積極的な参加を得て、次に示す具体的なマニュアル等を作成し、必要に応じて見直します。

マニュアル等は、作成、変更の都度、医療安全管理委員会に報告し、すべての職員に周知する

- ① 院内感染対策指針
- ② 医薬品安全使用マニュアル
- ③ 褥瘡対策マニュアル

④ 感染症対応マニュアル

⑤ 事故防止マニュアル

2 医療事故・インシデント報告及び改善策

医療事故及び事故になりかけた事例を検討し、診療所の医療の質の改善と事故の未然防止・再発防止に資する対策を策定するために必要な情報を収集するために、すべての職員は次に示す事項に従い、医療事故等の報告を行う。

① 職員からの報告等

職員は、次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、報告書により、速やかに報告する。

報告は、看護・介護ケース記録に基づき作成します。

ア 医療事故

診療所側の過失の有無を問わず、利用者に好ましくない事象が発生した場合は、直ちに施設長又は医療安全管理委員会に報告(事故発生防止のための指針による 事故、ヒヤリ・ハット報告書)します。

イ ヒヤリ・ハットの報告等

医療事故に至らなかったが、日常の医療行為の中で'ヒヤリ'としたり'ハット'した危険と思われる状況(インシデント)を見かけたら、速やかに生活相談員又は医療安全管理委員会に報告(前記アと同様)します。

② 報告された情報の取扱

指導管理的地位にある職員は、報告を行った職員に対して、これを理由として不利益な取扱を行ってはならない。

③ 報告内容に基づく改善策の検討

医療安全管理委員会は、前記①に基づいて収集された情報を、診療所の医療の質の改善に資するよう、次に示す目的に活用する。

ア 既に発生した医療事故或いは事故になりかけた事例を検討し、その再発防止対策、或いは事故予防対策を策定し、職員に周知徹底する。

イ 前記①で策定した事故防止対策が、各部署で確実に実施され、事故防止、医療の質の改善に効果を上げているかを評価します。

第4章 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

万一事故が生じた場合は、利用者の救命と安全確保を第一とし、連やかに所属長を経由して、看護主任等の上司の指示を仰ぎます。又、患者さんのご家族にも連やかに説明を行い、初期措置対応終了後に緊急に医療安全管理委員会を開催する。

救命措置の最優先

診療所側の過失によるか否かを問わず、利用者に好ましくない事象が生じた場合は、まず、看護主任又はそれに代わる職員が施設長等に報告するとともに、可能な限り、本診療所或いは事業所の総力を結集して、利用者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

2 診療所としての対応方針の決定

報告を受けた看護主任・施設長等は、対応方針決定に際し、必要に応じて医療安全管理委

員会を緊急に召集し、関係職員の意見を聴く。

(3) 利用者・家族等への説明

施設長・看護主任等は、事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り、速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その他の見通し等について、本人、家族等に誠意をもって説明します。

4 経過・時間的に事実を客観的に記録

事故の状況は、記録する方式を経過的な時間に基づく記録に変え、事実のみを客観的に正確に記録する。

事故の状況や利用者本人及びご家族への説明内容、その時のご家族等の反応については、詳細に記録する。

5 医療安全管理委員会の原因究明と再発防止策

事故が発生した場合は、速やかに事故の原因の究明、今後の対応策を検討するため、医療安全管理委員会を開催する。又、必要に応じて、外部の専門家からの意見の聴取にも努める。

第6章 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、事業所内に掲示し、又事業所のホームページにも掲載し、求めに応じて閲覧できるようにします。

第7章 その他医療の安全の推進のために必要な基本方針

① この指針については、生きた指針とするために定期的な見直しを行い、常に医療の安全確保に努める。

② この指針については、①の安全確保のため、全職員に周知徹底する。

附 則

この指針は、平成25年 4月 1日から施行します。

平成30年 4月 1日 一部変更

令和 2年 7月 1日 一部変更